

私立幼稚園を設置する学校法人理事長 殿
私立幼稚園設置者 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課長
伊与 浩暁
(公印省略)

令和6年度私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金の交付申請について（依頼）

平素より、東京都の私学振興について、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年7月に国の関係府省会議により、「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」がまとめられ、令和6年1月23日付で国の補助事業である「学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）交付要綱」が制定されました。

そこで、東京都においても性被害の未然防止と早期発見のための設備を整備することは重要であることから、私立幼稚園等（幼稚園及び特別支援学校）を対象に性被害防止対策事業を実施することとしました。

この度、国が前年度の財源を本年度に繰り越すこととなったので、都としても本事業を継続して実施します。

希望がある場合は、標記の件について、「私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助金交付要綱」の第7に基づき、下記のとおり交付申請書等の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- (1) 交付申請書（別紙第1号様式）
- (2) 設置・購入する物品等の概要が分かる資料（カタログ等）
- (3) 補助対象経費の積算内訳が確認できる資料（見積書等）
- (4) 印鑑証明書（原則として令和6年4月1日以降）
- (5) その他必要な資料

<作成にあたっての留意事項>

交付申請書等のデータは、4月26日（金曜日）19時以降、以下のURLにある

「私立幼稚園等性被害防止対策事業費補助」からダウンロードできる予定です。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/youshiki.html>

2 提出期限

令和6年5月21日（火曜日）

※国への申請の関係上、期限厳守をお願いします。

3 提出先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第一本庁舎18階北側）

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課 助成担当

電話：03-5388-3182（直通）

※提出書類一式は郵送でお送りください。

※送付の際は、封筒等に「**性被害防止対策補助金交付申請書**在中」と朱記してください。

4 補助内容等

・ 補助対象経費

私立幼稚園等における性被害防止に係る事業

私立の幼稚園及び特別支援学校における子供の性被害防止対策に資する設備等（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等）を導入するために必要な経費

5 留意事項

(1) 申請に当たっては、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 購入する物品等は、子供の性被害防止対策に資するものであること。
- ・ カメラを購入する場合、導入完了までに保護者に導入する趣旨や保護者からの確認依頼に応えること等を説明し、承諾を得ること。
- ・ カメラを購入する場合、導入の趣旨や使用方法等を教職員等に説明し、理解を得た上で運用を定めること。
- ・ 令和6年度中に事業を完了させる（令和7年3月31日までに、物品の納品や設置、支払等が完了する）こと。
- ・ **令和6年3月13日付5生私振第1765号による交付決定を受けていない施設であること。**

(2) 事業終了後は、東京都からの依頼に基づき実績報告書をご提出いただくこととなります。

実績報告書の提出時には、以下の添付資料が必要となりますので、ご準備・保管を適切に行ってください。

- ① 本年度中に事業着手し、かつ完了したこと（契約日、納品日及び支出日）を証する書類
（例）契約書、請書、納品書、請求書、領収書等の写し、写真等
- ② その他必要な書類

【問い合わせ先】

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課（助成担当） 橋本

電話：03-5388-3182（直通）

E-mail：S1121501@section.metro.tokyo.jp

※ メールでのお問い合わせに御協力いただくようお願いいたします。

※ メールのはじめの件名は、「R6性被害防止対策補助申請（東京都が割り振っている5桁の法人番号もしくは設置者が個人等の場合は7桁の学校番号）」としてください。